

特記仕様書

- 工事名：村道池原坂線 池郷橋橋梁補修工事
- 工事番号：第繰8－4号
- 路線・河川名：村道池原坂線
- 工事場所：吉野郡下北山村上池原地内

第1条 池郷橋橋梁補修工事の施工における各種基準書等については、「奈良県県土マネジメント部」を「下北山村」と読み替えるものとする。

- 1) 出来形及び品質管理については、土木工事共通仕様書（案）（「最新版」奈良県県土マネジメント部）、土木工事施工管理基準（「最新版」奈良県県土マネジメント部）、土木請負工事必携（「最新版」奈良県県土マネジメント部）を、遵守する事。

※出来形については、竣工時に、図面・出来形管理表等を整理し監督員に提出し、確認を得るものとする。

※その他、各工種における、施工管理上必要となる試験等は、土木工事共通仕様書（案）（「最新版」奈良県県土マネジメント部）、土木工事施工管理基準（「最新版」奈良県県土マネジメント部）、土木請負工事必携（「最新版」奈良県県土マネジメント部）により、受注者にて実施するものとする。

第1章 総則

1. 設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を工事打合せ簿等により報告すること。

2. 工事の着手

本工事着手前に現地測量を実施し、監督員と十分協議した後、工事着手すること。

3. 施工計画書の提出

施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、速やかに監督員に提出しなければならない。

4. 建設副産物

- (1) 本工事の積算上の条件明示は次のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。

設計変更については受注者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、

監督員と協議し変更するものとする。

なお、受注者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督員と協議の上、公的な受入施設、奈良県県土マネジメント部が産業廃棄物処理業者及び建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設並びに各関係法令を遵守した奈良県内外の受入施設とし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。。

（２）産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員にその写し（D・E 票）を提出すること。あわせて、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督員に提出するとともに、検査時及び監督員等より請求があった場合には直ちに原本を掲示すること。

（３）建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあつては再生資源利用[促進]（計画・実施）書を、工事竣工後は再生資源利用[促進]（計画・実施）書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の受注者は、該当工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。

（４）工事用残土は、当村の指定処分地であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。

建設副産物	受入場所（施設）	受入単価	その他受入条件
コンクリート （無筋）	木下建設(株) 和歌山県新宮市南檜杖 223 番地	2,820 円	
アスファルト切削	株式会社丸昇石材 三重県尾鷲市倉ノ谷町 26-21	4,000 円	

5. 交通安全管理

（１）通行規制等について

① 全車両を対象に通行規制を行う。第三者に被害が及ばぬよう安全対策を行い、事前周知を行う。

（２）「ダンプトラック等による過積載等の防止について」

ダンプトラック等による工事用資材等の搬入及び産業廃棄物の搬出にあたっては、交通規則を遵守し過積載の無いようにすること。

6. 施工時間及び施工時間外

工事の施工は、土曜、日曜、祝祭日を除くものとし、別紙 1「週休 2 日工事の試行に係る特記仕様書」の通りとする。

休工時など現場を離れる際は立入り禁止処置を行い第 3 者の事故防止に努める。

第2章 施 工

1. 施工一般事項

- (1) 本工事は、橋梁長寿命化修繕工事である。工事区間は、迂回路のない道路であるため、施工においては地元住民、付近公共施設利用者等、第三者に支障をきたさないよう、工程管理、安全管理、環境保全に努め十分に注意して施工すること。
- (2) 本工事の施工に際し、使用する仮設ヤード・資材置場等は受注者において確保することとし、受注者の責任において対処すること。
- (3) 本工事区域で他の受注者等と施工が重複する場合は、受注者間で綿密な実施工程を相互に協力・計画し、互いの工程等に支障がないよう施工すること。
- (4) 本工事の施工に際し、疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、その指示に従うこと。なお、受注者独自で変更した場合は、変更の対象としない。

第3章 その他

1. 一般事項

(1) 住民対策

- イ. 公共事業とはいえ通行人や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を受注者は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。
- ロ. 地元との意思の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、受注者が責任を持って対処すること。
- ハ. 第三者に理解できるように予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。
- 二. 現場代理人・主任技術者は、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。
- ホ. 作業の内容・時期・時間等は、監督員と打合せどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく、必要に応じ地元とも協議すること。
- ヘ. トラブルや苦情には誠実に対処し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。
- ト. 工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。道路損傷及び汚損があった場合は、監督員に速やかに報告し、受注者が清掃及び復旧すること。
- チ. 道路横断管・家庭排水管等の露出があった場合は、注意して施工すること。また排水管に損傷を与えた場合は、部分的な補修だけでなく全面的に入れ替えること。
- リ. 舗装復旧については、路面工作物とのなじみに留意し、縦横断勾配を確保して水のたまらないように平滑に仕上げること。
- ヌ. 個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。
- ル. 苦情・事故・要望・対処等の事実は、監督員にその都度詳細に報告書にして提出し協議

すること。

ヲ．現有水路等に土砂及び泥水が流出しないように十分に配慮し、流出する恐れがある場合は監督員と協議の上、速やかに受注者が流出防止の処置を講ずること。

ワ．本工事区域で他の受注者等と施工が重複し、または、同時施工により地元住民、付近公共施設利用者等、第三者に支障が及ぶ可能性がある場合は受注者間で綿密な実施工程を相互に協力・計画し、周辺住民、公共施設等利用者に配慮することとする。

(2) 工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかなければならない。なお、支障をきたさない工程となるよう調整すること。

(3) その他、監督員の指示による。